

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：瀬戸内町長、瀬戸内町議会議長、瀬戸内町教育委員会教育長、
瀬戸内町選挙管理委員長、瀬戸内町農業委員会会長、瀬戸内町
水道事業管理者

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期を定めない常勤職員	80.6%
任期を定めない常勤職員以外の職員	71.3%
全職員	58.6%

2. 「任期を定めない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	91.1%
本庁係長相当職	94.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.9%
31～35年	98.6%
26～30年	94.2%
21～25年	96.0%
16～20年	—%
11～15年	83.3%
6～10年	90.9%
1～5年	83.7%

【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」区分には該当の職員がないため。
- ・「本庁課長相当職」区分には女性職員がないため。
- ・全体的に男性職員の給与が高い理由としては、扶養手当や住居手当の支給が女性職員に比べ多いため。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。